

平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業から
介護休業給付金の「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります

○支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の 40%でしたが、平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業*からは、67%の支給となります。

※平成 28 年 7 月 31 日までに開始した介護休業は、これまでどおり 40%を支給。

なお、平成 28 年 8 月 1 日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

○賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業*から、引き上げられます。

※平成 28 年 7 月 31 日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額。

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30 歳から 44 歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業からは、「45 歳から 59 歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

【注意点】

平成 28 年 8 月 1 日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成 28 年 7 月 31 日までに介護休業を開始した方は 40%）を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは支給されません。

詳細は[こちら](#)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/000127885.pdf>